

特別児童扶養手当は障害を持つ児童の福祉増進のための手当です

特別児童扶養手当は、精神または、身体に障害(日常生活において、介護・支援を必要とする疾病・傷病)がある在宅の児童を監護・養育している父母、または父母に代わって、その児童を養育されている方に、国から支給される手当のことです。

対象となるのは、20歳未満で中度以上(政令に定める程度)の障害の状態にある児童です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、特別児童扶養手当は支給されません。

■該当しなくなる要件

- ・対象の児童およびその監護を行う父母や養育者の住所が日本国内にないとき
 - ・対象児童が障害を事由とする年金給付を受けるとき
 - ・(児童扶養手当・児童手当・障害児福祉手当との併給は可能)
 - ・対象児童が福祉施設等に入所しているとき
 - ・受給しようとする方や、その配偶者および同居している児童の扶養義務者の所得が制限額を超える場合
- 手当の額
障害の程度に応じて決定されます。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-61118

住生活総合調査に

ご協力ください

国土交通省では、都道府県、市町村の協力のもとに、12月1日に全国各地において「平成20年住生活総合調査」を行います。

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査するもので、5年ごとに実施するものです。

今回は、10月に総務省が実施した住宅・土地統計調査にご回答いただいた世帯の中から一部を抽出し、全国で約10万世帯を対象に行います。多久市では、一定の抽出方法により無作為抽出した280世帯に調査をお願いすることとなっています。

11月24日から12月7日までの間、統計調査員証を持った調査員が、対象となった世帯を訪問いたしますので、調査をお願いする皆様には重ねてお手数をおかけすることとなりますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

■問い合わせ

建設課 住宅建築係

☎ 75-4826

年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の証明書の添付が必要です

■国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村住民税等の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

■毎年11月初旬に送付されます

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

■2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。したがって、平成20年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書を添付してください。

■問い合わせ

佐賀社会保険事務所

☎ 31-4191

多久市 市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159

11月17日～11月23日は 全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間です

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、女性をめぐる様々な人権問題の相談を専用電話で受け付けております。ご相談には人権擁護委員と法務局職員が、無料で対応します。

秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

期間 11月17日(月)～11月23日(日)

時間 8時30分～19時まで

(土・日曜日は10時～17時)

☎ 0570-070-810 (全国共通)